

総務委員会 議案説明資料

令和2年2月26日

件名	頁
1 第9号議案 足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 第10号議案 足立区職員定数条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	9

(政策経営部)

第 9 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 2 月 2 6 日

件 名	足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	政策経営部 ICT戦略推進担当課 区民部 納税課、国民健康保険課、高齢医療・年金課 高齢者施策推進室 介護保険課 足立保健所 感染症対策課
内 容	<p>1 改正内容 「足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」において、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する必要な事項を定めているが、以下の理由により、条例に事務及び特定個人情報を追加するための改正を行う。</p> <p>(1) 令和 2 年 4 月 1 日より、区民部に特別収納対策課を新設し、地方税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料（以下「四公金」という。）について、庁内連携により滞納整理に関する事務を一元化して行うため。</p> <p>(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の入院の勧告等に関する事務について、今般、法令の内容を精査した結果、条例及び規則を整備する必要があったため。</p> <p>2 改正の概要</p> <p>(1) 新設の特別収納対策課で実施する四公金の債権一元管理の際、滞納整理の地方税関係情報等を収集・把握するために必要な特定個人情報を新たに条例別表 2 に追加する。</p> <p>(2) 「感染症法による入院の勧告、措置又は延長に関する事務」を新たに条例別表 1 に追加し、条例別表 2 の該当箇所を変更する。</p> <p>(3) 「感染症法による費用の負担に関する事務」で利用する特定個人情報に、地方税関係情報を新たに条例別表 2 に追加する。</p> <p>(4) 「感染症法による診療報酬の支払に関する事務」を新たに条例別表 1 に追加する。</p> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日 改正概要 (1) は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 改正概要 (2) ～ (4) は公布の日から施行する。</p>
今後の方針	関係する条例施行規則等について、必要な規定整備を行うとともに、所属長及び職員に対して、周知を図っていく。

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

別紙

改正前		改正後	
○足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例		○足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
付 則 （略）		付 則 （略）	
		付 則（令和 年 月 日条例第 号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（同表2区長の部、3区長の部及び15区長の部に係る部分に限る。）は、令和2年4月1日から施行する。	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
機関	事務	機関	事務
1～16	略	1～16	略
<u>（新設）</u>		<u>17 区長</u>	<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による入院の勧告、措置又は延長に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>（新設）</u>		<u>18 区長</u>	<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による診療報酬の支払に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>17 区長</u>	略	<u>19 区長</u>	略

改正前			改正後		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 区長	略	略	1 区長	略	略
2 区長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給又は徴収金の徴収に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの	2 区長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給又は徴収金の徴収に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの			中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により行われる居住地特例に関する情報であって規則で定めるもの			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により行われる居住地特例に関する情報であって規則で定めるもの

改正前			改正後		
					<u>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する情報(以下「地方税賦課徴収関係情報」という。)であって規則で定めるもの</u>
					<u>高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</u>
					<u>介護保険関係情報であって規則で定めるもの</u>
3 区長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者に関する情報(以下「障がい者関係情報」という。)であって規則で定めるもの	3 区長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者に関する情報(以下「障がい者関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの			生活保護関係情報であって規則で定めるもの

改正前			改正後		
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの			中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険関係情報であって規則で定めるもの			介護保険関係情報であって規則で定めるもの
		国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの			国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの			国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による <u>保険給付の支給</u> に関する情報であって規則で定めるもの			国民健康保険法による <u>保険給付の支給又は保険料の徴収</u> に関する情報であって規則で定めるもの
					<u>地方税賦課徴収関係情報</u> であって規則で定めるもの

改正前			改正後		
4 区長 ~ 14 区長	略	略	4 区長 ~ 14 区長	略	略
15 区長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	15 区長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
					<u>地方税賦課徴収関係情報であって規則で定めるもの</u>
					<u>国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</u>			
16 区長 ~ 35 区長	略	略	16 区長 ~ 35 区長	略	略

改正前			改正後		
36 区長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）による入院の勧告 <u>又は措置</u> に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	36 区長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 による入院の勧告、 <u>措置又は延長</u> に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
37 区長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	37 区長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
					<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
38 区長	略	略	38 区長	略	略
39 区長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による診療報酬の <u>審査</u> に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	39 区長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による診療報酬の <u>支払</u> に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
40 区長 ~ 46 区長	以下略	以下略	40 区長 ~ 46 区長	以下略	以下略

第 10 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 2 月 2 6 日

件 名	足立区職員定数条例の一部を改正する条例																																																
所管部課名	政策経営部 政策経営課																																																
内 容	<p>職員定数の変動に伴い、以下のとおり足立区職員定数条例を改正する。</p> <p>1 改正内容（第 2 条関連）</p> <table border="1" data-bbox="381 680 1399 1252"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧</th> <th>新</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 区長の事務部局の職員</td> <td>2, 3 8 2 人</td> <td>2, 4 1 7 人</td> <td>3 5</td> </tr> <tr> <td>(2) 議会の事務部局の職員</td> <td>1 6 人</td> <td>1 6 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 教育委員会の事務部局の職員</td> <td>8 1 7 人</td> <td>8 2 1 人</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>(4) 教育委員会の所管に属する学校の職員</td> <td>2 人</td> <td>0 人</td> <td>△ 2</td> </tr> <tr> <td>(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員</td> <td>1 2 人</td> <td>1 1 人</td> <td>△ 1</td> </tr> <tr> <td>(6) 監査委員の事務部局の職員</td> <td>8 人</td> <td>8 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) 農業委員会の事務部局の職員</td> <td>2 人</td> <td>2 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3, 2 3 9 人</td> <td>3, 2 7 5 人</td> <td>3 6</td> </tr> </tbody> </table> <p>《参考》</p> <table border="1" data-bbox="381 1348 1399 1534"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧</th> <th>新</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公社等派遣定数</td> <td>3 4 人</td> <td>3 3 人</td> <td>△ 1</td> </tr> <tr> <td>足立区総定数</td> <td>3, 2 7 3 人</td> <td>3, 3 0 8 人</td> <td>3 5</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日</p>		旧	新	増減	(1) 区長の事務部局の職員	2, 3 8 2 人	2, 4 1 7 人	3 5	(2) 議会の事務部局の職員	1 6 人	1 6 人		(3) 教育委員会の事務部局の職員	8 1 7 人	8 2 1 人	4	(4) 教育委員会の所管に属する学校の職員	2 人	0 人	△ 2	(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員	1 2 人	1 1 人	△ 1	(6) 監査委員の事務部局の職員	8 人	8 人		(7) 農業委員会の事務部局の職員	2 人	2 人		合 計	3, 2 3 9 人	3, 2 7 5 人	3 6		旧	新	増減	公社等派遣定数	3 4 人	3 3 人	△ 1	足立区総定数	3, 2 7 3 人	3, 3 0 8 人	3 5
	旧	新	増減																																														
(1) 区長の事務部局の職員	2, 3 8 2 人	2, 4 1 7 人	3 5																																														
(2) 議会の事務部局の職員	1 6 人	1 6 人																																															
(3) 教育委員会の事務部局の職員	8 1 7 人	8 2 1 人	4																																														
(4) 教育委員会の所管に属する学校の職員	2 人	0 人	△ 2																																														
(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員	1 2 人	1 1 人	△ 1																																														
(6) 監査委員の事務部局の職員	8 人	8 人																																															
(7) 農業委員会の事務部局の職員	2 人	2 人																																															
合 計	3, 2 3 9 人	3, 2 7 5 人	3 6																																														
	旧	新	増減																																														
公社等派遣定数	3 4 人	3 3 人	△ 1																																														
足立区総定数	3, 2 7 3 人	3, 3 0 8 人	3 5																																														
今後の方針	今後も、適正な組織編成と定数管理を行っていく。																																																